

直轄での土砂災害対策による再度災害防止の促進

政策提言先 国土交通省

政策提言の要旨

- ・平成30年7月に吉野川上流域では、線状降水帯の形成に伴う観測史上類を見ない豪雨により、約110km²の狭い地域において、1ha以上の大規模な崩壊だけでも17箇所もの山腹崩壊が発生するなどして、少なくとも約100万m³の土砂が流出しました。
- ・直轄砂防災害関連事業を実施して頂いていますが、本山町や大豊町において発生した土砂災害は、極めて集中的かつ大規模であり、地域の安全・安心のため、特定緊急砂防事業により地域の災害防止対策が図られるよう、被災した溪流を含む流域全体について十分に調査を実施のうえで、着実に土砂災害対策を推進していただくようお願いします。

【政策提言の具体的内容】

- ・国直轄による特定緊急砂防事業について、重点的な予算確保が必要です。
- ・特定緊急砂防事業により地域の安全・安心の確保が図られるよう、被災した溪流や山腹崩壊地を含む流域全体について十分に土砂災害リスクなどを調査し、土砂災害対策を着実に推進していただくようお願いします。

【政策提言の理由】

- ・「平成30年7月豪雨」では、高知県嶺北地域では2,000mmを超える降雨を観測したほか、高知県では初めてとなる「大雨特別警報」が県西部で発令されるなど、記録的な大雨により、県内各地で甚大な土砂災害が発生いたしました。
- ・特に、嶺北地域の本山町及び大豊町においては、吉野川支川立川川流域を中心に大規模な土砂災害が多く発生しており、大豊町仁尾ヶ内地区や本山町北山地区では孤立集落の発生や住家の被災により、住民の安全・安心な生活が損なわれております。
- ・現在も崩壊した大量の土砂が河川に流入したため河床が著しく上昇し、山腹には依然として大量の不安定な土砂も残っていることから、今後の降雨による新たな土砂災害の発生が危惧されています。
- ・こうした流域住民に対する不安を一日も早く解消するためにも、着実に土砂災害対策を推進することが必要となります。

【高知県担当課】 土木部 防災砂防課